
市川市業務継続計画

(震災編)

令和 4 年 8 月
市 川 市

目 次

基本的な用語

第1章 総論

第1節 計画の目的と基本方針	3
第1 目的	3
第2 基本方針	4
第2節 計画の概要	5
第1 計画の位置づけ	5
第2 計画の発動と解除	6
第3 非常時優先業務	7

第2章 被害想定

第1節 想定地震	11
第2節 市川市における被害想定	12
第3節 関東地方における被害想定	15
第4節 本市における業務執行環境の被害予測	16

第3章 業務資源

第1節 庁舎及び所管施設	20
第1 庁舎	20
第2 所管施設	21
第3 代替施設	22
第2節 道路及びライフライン	24
第1 道路及びライフラインの復旧予測	24
第2 道路・交通手段	25
第3節 付帯設備・備蓄	27
第1 非常用電源	27
第2 通信機器	28
第3 情報システム	29
第4 備蓄品（食糧、飲料水、トイレ等）	30

第4章 職員の参集

第1節 発災時における職員の行動	36
第1 勤務時間内に災害が発生した場合	36
第2 勤務時間外に災害が発生した場合	37
第2節 職員の参集予測	38
第3節 権限委任	39
第1 権限委任	39
第2 各本部の責任者の代行順位	40

第5章 非常時優先業務

第1節 非常時優先業務の選定	43
第2節 非常時優先業務の実施体制	48
第3節 非常時優先業務と従事人員	52
第1 非常時優先業務に要する人員の定量化調査	52
第2 全庁の定量化調査結果	53
第3 各部の定量化調査結果	54
第4節 人員不足が見込まれる部署と業務	79
第5節 受援体制の検討	83

第6章 業務継続の管理・運営

第1節 業務継続管理の考え方	86
第1 業務継続の管理と運用	86
第2 全体計画と個別計画	87
第2節 個別計画の策定の推進	88
第1 個別計画の策定状況	88
第2 個別計画の策定の推進	89
第3節 教育・訓練の実施	90
第1 教育・訓練の体系	90
第2 教育の実施	91
第3 訓練の実施	92
第4節 管理・運営の年間スケジュール	93

別冊資料

資料1 非常時優先業務に要する人員の定量化調査（課単位）	
資料2 非常時優先業務（応急対策業務）	

基本的な用語

●業務継続計画（BCP）

災害時に行政自らも被災し、ひと、もの、情報等に制約がある中で、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定し、業務の執行体制、対応手順、必要となる資源の確保等をあらかじめ定める計画。

●非常時優先業務

災害時でも優先的に実施すべき業務。

具体的には、応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

●目標復旧時間

各非常時優先業務について、発災後、いつ頃までに業務を開始・再開するか定めた目標時間。

なお、「開始・再開」とは、単に業務の一部に着手することを意味するのではなく、一定程の業務が実施される状態を指す。

●業務影響度分析

非常時優先業務を絞り込み、目標復旧時間を決めるために行う分析。

対象業務の開始・再開が遅延する場合、市民サービスや地域社会にどの程度重大な影響が発生するか（非常時優先業務を絞り込む基準）、そして、その影響が発生・拡大するのは発災後どの程度の経過時間後か（業務開始目標時間を決める判断基準）を分析する。

●必要資源

非常時優先業務の執行に必要な資源。

例えば、職員、庁舎、電力、通信（電話、防災行政無線、インターネット等）、情報システム（重要な行政データを含む。）、水・食糧等、トイレ、消耗品等があげられる。

●参集予測、参集想定

執務時間外に災害が発生した場合、非常時優先業務に必要な要員がどの程度参集できるかを予測（想定）すること。一般的には、自宅等から参集先までの距離を徒歩等で移動することを想定する。

●災害時優先電話

災害時における救援、復旧、公共秩序の維持に必要な通信手段を確保するため、通信事業者があらかじめ指定する電話回線。

災害時には、被災地内で通話が過度に集中することが多く、その場合、電話システム全体のダウンを防ぐため、被災地からの発信や被災地外から被災地への接続が制限されるが、そのような場合でも制限を受けずに発信が可能である。

ただし、着信については通常電話と同じ扱いとなるため、災害時優先電話を発信専用電話として利用する等の注意が必要である。